

旧芝離宮庭園整備計画

令和2年3月版

東京都建設局公園緑地部

目 次

I. 計画策定の目的

- 1. 計画策定の経緯と目的…………… 1
- 2. 計画の対象範囲…………… 1
- 3. 計画の期間…………… 2
- 4. 委員会の設置…………… 3

II. 旧芝離宮庭園の現況

- 1. 庭園外周部…………… 4
 - 1-1. 庭園入口周辺部…………… 5
 - 1-2. 庭園南側…………… 7
 - 1-3. 庭園外周部（東・西側）…………… 9
- 2. 池泉・池泉周辺部…………… 12

III. 整備計画

- 1. 整備の考え方…………… 15
- 2. 全体計画及び本計画における地区区分計画…………… 16
 - 2-1. 全体計画…………… 16
 - 2-2. 地区区分計画…………… 16
- 3. 庭園外周部…………… 18
 - 3-1. 庭園入口周辺部…………… 18
 - 3-2. 庭園南側…………… 24
 - 3-3. 庭園外周部（東・西側）…………… 26
- 4. 池泉・池泉周辺部…………… 29
- 5. 歩行者専用道第1号線の整備に対する提案…………… 32

IV. 事業計画とスケジュール…………… 34

V. 今後の課題…………… 37

I. 計画策定の目的

1. 計画策定の経緯と目的

近年、旧芝離宮庭園（以下、本庭園）の周辺では、再開発に伴うまちづくりが急速に進行し、それに伴う歩行者専用道（竹芝デッキ等）の建設や、庭園内の跨線橋橋脚撤去等により、来園者動線や園内からの眺望景観等の大きな変化が予想されている。

一方、本庭園では、本質的価値を構成する枢要な要素である大泉水護岸のはらみや崩れ等が見られる他、庭園管理所や弓道場等の施設には経年劣化が見受けられる。

これらの庭園周辺の変化や、歴史的変遷を踏まえた庭園景観の修復等の課題を踏まえ、東京都は、平成 30（2018）年 8 月に「東京都における文化財庭園の保存活用計画（旧芝離宮庭園）」（以下、保存活用計画）を策定した。

本整備計画は、保存活用計画で示された庭園の本質的価値（保存活用計画 39 頁参照）の「（1）大泉水を中心として築山や中島を巡り、水辺の景を觀賞する回遊式庭園」、「（2）離宮、国の迎賓施設として、天皇や数々の外国貴賓を歓待する舞台となった歴史的庭園」、「（3）国際的なビジネス街として開発の進む竹芝地域で、江戸から今に至る歴史を伝える庭園」を踏まえた保存・活用の取組を具体的に進めることを目的として、策定するものである。

2. 計画の対象範囲

本計画では、本庭園の名勝指定範囲に加え、昭和 25(1950)年までは庭園の範囲であった庭園北東側の海員会館跡地や、その他隣接都有地を含めた範囲を検討対象範囲とする。

また、再開発により、庭園西側に今後整備が予定されている歩行者専用道第 1 号線については、庭園と密接に関わる箇所であるため、事業者等に対する整備の提案の内容を合わせて検討する。

また、計画の検討にあたり、本庭園の周辺まちづくりとの関係性や庭園内の現状を考慮し、計画の対象範囲を、庭園外周部として「庭園入口周辺部」、「庭園外周部（東・西側）」、「庭園南側」、大泉水周辺の「池泉・池泉周辺部」の、計 4 つに区分した（図 I-2-1）。

なお、これらの区分に際しては、保存活用計画（42 頁）で設定されている 3 つの景観ゾーン（①中島を中心とする泉水とその周辺の景観ゾーン、②芝生広場とその周辺の景観ゾーン、③外周と管理のゾーン）の区分を参考としている。

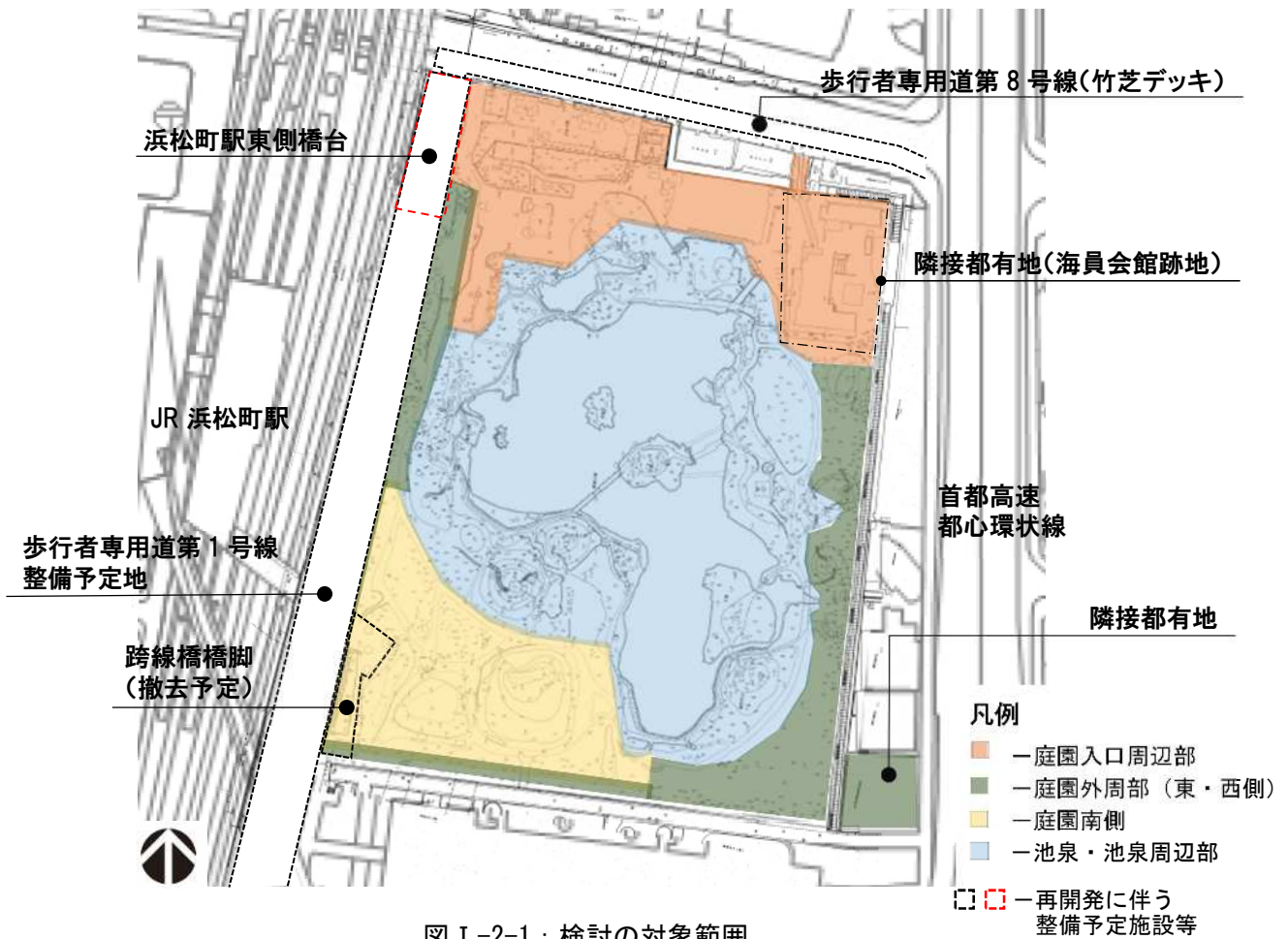


図 I -2-1 : 検討の対象範囲

3. 計画の期間

本計画の期間は、周辺のまちづくりが概ね完了する令和 12（2030）年頃を目途とし、本庭園の望ましい姿とそれに向けた整備の方向性を示すとともに、令和 12（2030）年以降の整備予定も示す。

本計画では、近年急速に整備が進められている周辺まちづくりに伴う変化に対応すべく、周辺まちづくりによる影響の大きい庭園外周部（「庭園入口周辺部」、「庭園外周部（東・西側）」、「庭園南側」）を中心に先行して検討を行う

その後に整備する「池泉・池泉周辺部」は、今回は護岸や木橋の取り扱いの方向性と汐入りの再現の可能性に向けた留意事項を示し、詳細は令和 2（2020）年度以降に検討を進める。

4. 委員会の設置

計画策定にあたり、学識経験者等で構成される「旧芝離宮庭園の保存・復元に関する分科会」（以下分科会）を設置した。委員等の構成と分科会開催の経緯については、以下のとおりである。

表 I-4-1：旧芝離宮庭園の保存・復元に関する分科会 委員等名簿（敬称略）

役 職	氏 名	職 名
座 長	亀 山 章	東京農工大学大学院名誉教授
委 員	浅 羽 英 男	建築史家（皇室建築史）
委 員	高 見 公 雄	法政大学デザイン工学部教授
委 員	龍 居 竹 之 介	一般社団法人日本庭園協会名誉会長
委 員	田 中 邦 熙	前木更津工業高等専門学校教授
委 員	谷 川 章 雄	早稲田大学大学院教授
委 員	服 部 勉	東京農業大学教授
委 員	樋 渡 達 也	武蔵野文化協会理事長
助言指導者 (行政関係者)	平 澤 毅	文化庁文化財第二課主任文化財調査官
助言指導者 (行政関係者)	伊 藤 敏 行	東京都教育庁地域教育支援部管理課統括課長代理 (埋蔵文化財担当)
助言指導者 (行政関係者)	原 眞 麻 子	東京都教育庁地域教育支援部管理課課長代理 (文化財調査担当)
助言指導者 (行政関係者)	大 江 真 二	港区教育委員会事務局教育推進部図書文化財課文化財係長
助言指導者 (行政関係者)	山 根 洋 子	港区教育委員会事務局教育推進部図書文化財課主事 (学芸員) ※平成 30 年度のみ参加
助言指導者 (行政関係者)	駒 形 あ ゆ み	港区教育委員会事務局教育推進部図書文化財課主事 (学芸員)

表 I-4-2：分科会開催の経緯

回 数	日 時	議 事
第 1 回	平成 31 年 1 月 23 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> 旧芝離宮庭園の整備計画検討について 整備計画の対象範囲と検討の進め方 整備に向けた検討課題と方向性の検討
第 2 回	平成 31 年 3 月 4 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> 旧芝離宮庭園の整備計画検討の進め方 庭園入口部（北側）周辺の検討について
第 3 回	平成 31 年 4 月 25 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> 整備計画検討の進め方（確認） 庭園入口周辺部について 庭園外周部（歩行者専用道周辺）、跨線橋周辺について
第 4 回	令和元年 6 月 6 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> 整備計画検討の進め方について 庭園入口周辺部の検討について 庭園外周部以外の整備計画について
第 5 回	令和元年 8 月 6 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> 今後のスケジュールについて 発掘調査について 整備計画書（中間構成案）について
第 6 回	令和元年 11 月 13 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> 今後のスケジュールについて 整備計画書（最終まとめ案）について

II. 旧芝離宮庭園の現況

1. 庭園外周部

次頁より、各区分の現況を示す。

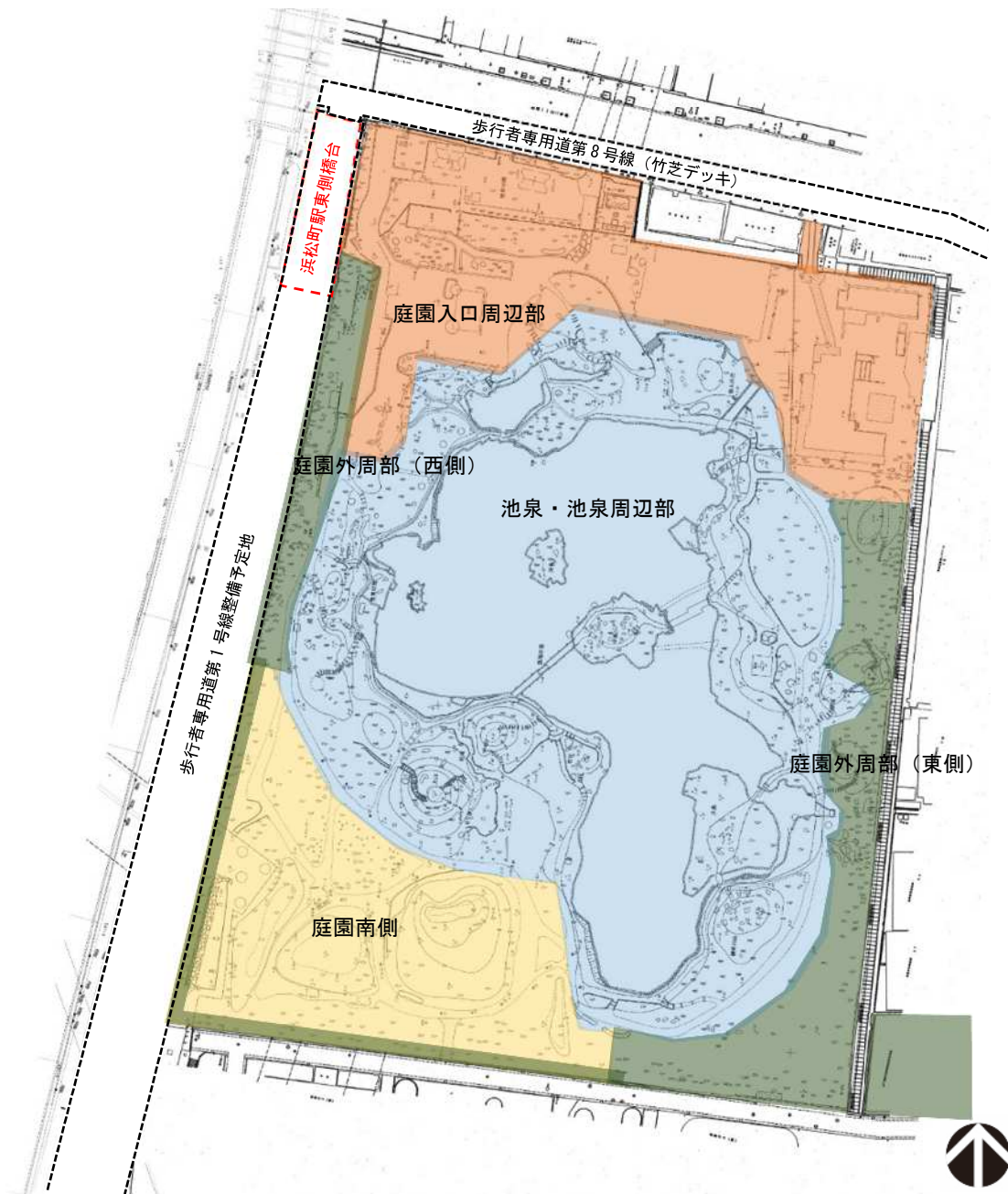
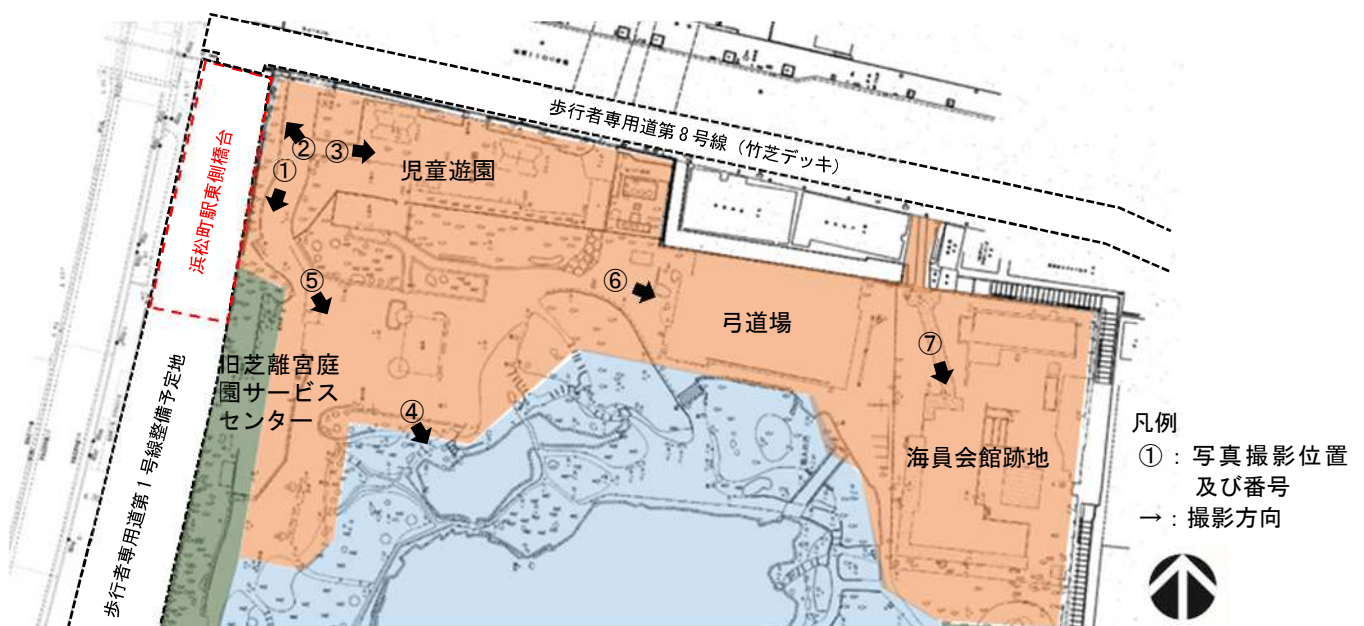


図 II-1-1 : 現況庭園区分図

1-1. 庭園入口周辺部

- ・庭園入口（写真①）の脇には、児童遊園が配置されており（写真③）、また、隣接して歩行者専用道第8号線（竹芝デッキ）が建設中である（写真②）。
- ・旧芝離宮庭園サービスセンター（売札・管理棟等）を通過し、庭園内部に入ると眺望が開け、大泉水が一望できる（写真④、⑤）。
- ・庭園入口の東側には弓道場がある。（写真⑥）
- ・弓道場の東側、庭園敷地に隣接する海員会館跡地（東京都財務局所管）は、元は庭園の敷地であった。現在、庭園とは境界壁、フェンスで区切られている（写真④）。



図Ⅱ-1-2：庭園入口周辺部の写真撮影位置図



①庭園入口
(令和元(2019)年5月18日撮影)



②竹芝デッキ（上）と汐留デッキ（下）
(平成31(2019)年1月23日撮影)



③庭園入口から見た児童遊園
(令和元(2019)年7月26日撮影)



④大泉水眺望
(平成30(2018)年12月4日撮影)



⑤売札所より庭園内部の眺望
(令和元(2019)年5月18日撮影)



⑥弓道場入口
(平成30(2018)年11月21日撮影)



⑦海員会館跡地内部
(令和元(2019)年7月26日撮影)

1-2. 庭園南側

- ・JR浜松町駅の南口自由通路（跨線橋）の橋脚が庭園南西部を占有している（写真①、②）。跨線橋橋脚の占有部分は、庭園とはフェンス等で区切られ、立ち入りが禁止されている（写真⑤）。
- ・跨線橋のフェンス内には、跨線橋橋脚建設工事に発見された江戸初期の石垣の遺構が露出している（写真③）。
- ・芝生広場は庭園内部では珍しい平坦で開かれた空間である（写真④）。
- ・馬場跡には桜等が植栽されている（写真⑥）。



図 II-1-3：庭園南側の写真撮影位置図



① 跨線橋全景
(令和元(2019)年7月18日撮影)



② 跨線橋橋脚
(平成30(2018)年12月4日撮影)



③石垣遺構（左）及び跨線橋橋脚（右）
（平成 30(2018)年 12 月 4 日撮影）



④芝生広場
（平成 30(2018)年 11 月 21 日撮影）



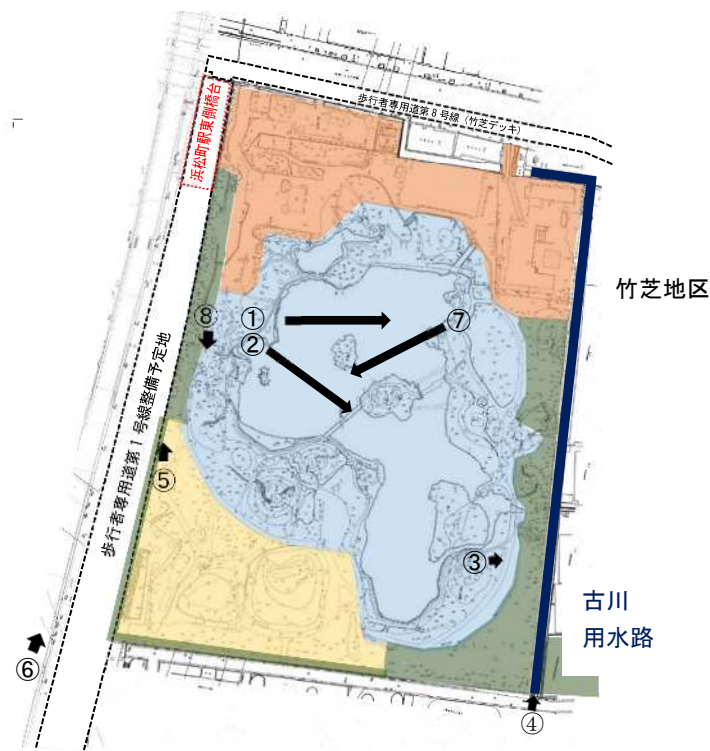
⑤芝生広場及び跨線橋の境界
（平成 30(2018)年 11 月 21 日撮影）



⑥馬場跡
（平成 31(2019)年 3 月 16 日撮影）

1-3. 庭園外周部（東・西側）

- ・庭園東側に位置する竹芝地区開発の一環として、地上40階地下2階建ての事業棟が建設中である（写真①）。
- ・緩衝機能を有する外周部の植栽は、高さにはばらつきが見られる（写真①～③）。
- ・庭園外周部に接している古川用水路（写真④）は、古川支流水門で東京湾に繋がる古川に合流しており、水位の変動が見られる（図Ⅱ-1-6）。
- ・古川用水路には、庭園北東側の末端部分に水位センサーが設置されており、管理水位 AP+2.3m を感知すると、古川支流水門が閉まり、水位が制御されている（図Ⅱ-1-5、図Ⅱ-1-6）。
- ・庭園外周部西側には、歩行者専用道第1号線整備予定地となっている空き地が隣接している（写真⑤）。
- ・上述の跡地と庭園との境には擁壁（写真⑥）が設けられており、庭園側には植栽が施されているが、植栽の高さにはばらつきが見られる。（写真⑦、⑧）。

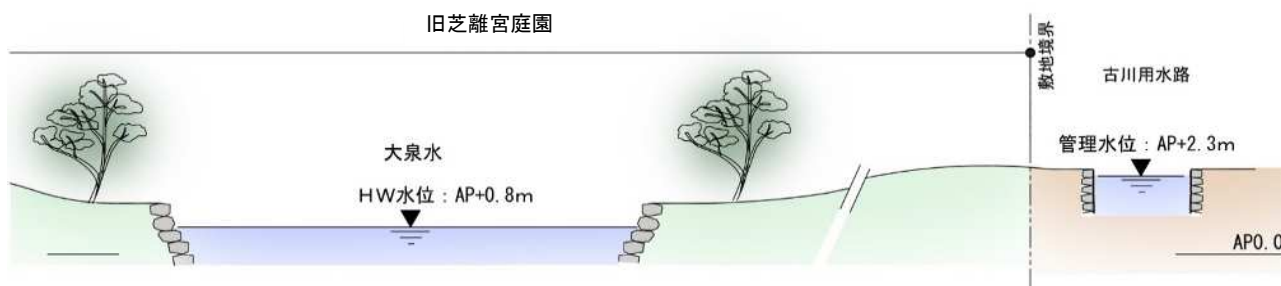


凡例

- ①：写真撮影位置及び番号
- ：撮影方向



図Ⅱ-1-4：庭園外周部（東・西側）の写真



管理水位：古川用水路設置の水位センサーにより、古川との合流地点にある古川支流水門の閉門で、古川用水路の水位上昇を管理する AP+2.3m の水位

図Ⅱ-1-5：古川用水路と大泉水の水位高イメージ図



「旧芝離宮庭園汐入り調査報告書（平成 5 年 11 月） 東京都南部公園緑地事務所」を参照

図 II-1-6：古川支流水門位置図



①庭園外周部（東側）遠景
（平成 30(2018)年 11 月 21 日撮影）



②庭園外周部（東側）遠景
（平成 30(2018)年 11 月 21 日撮影）



③庭園外周部（東側）植栽
（平成 30(2018)年 11 月 21 日撮影）



④庭園外側から見た庭園外周部（東側）水路
（平成 30(2018)年 12 月 4 日撮影）



⑤庭園外周部（西側）擁壁
（平成 31(2019)年 3 月 16 日撮影）



⑥西側外周部に隣接するカートレイン跡地全景
（平成 30(2018)年 12 月 4 日撮影）



⑦庭園外周部（西側）植栽遠景
（令和元(2019)年 7 月 18 日撮影）

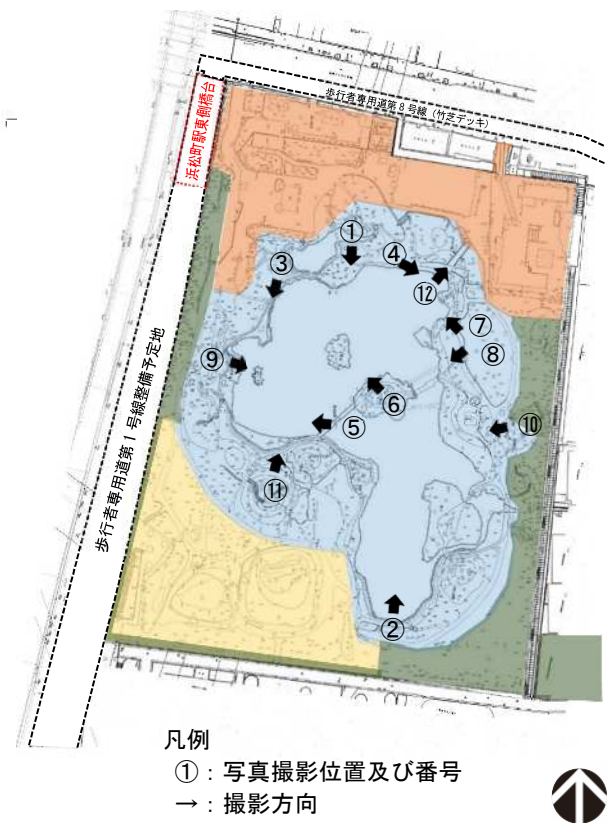


⑧庭園外周部（西側）植栽
（平成 31(2019)年 3 月 16 日撮影）

2. 池泉・池泉周辺部

- ・大泉水の護岸は崩れやはらみの見られる箇所がある（写真①～⑤）。
- ・沢飛びは、水面下に沈んでおり、渡ることができない（写真⑥、⑦）。
- ・木橋は老朽化のため通行止めとなっている（写真⑧）。
- ・本園の大泉水が海水を取り入れた池泉であったことを示す海水取入口跡が残っている（写真⑫）

* 写真①、⑨、⑩、⑪は東京都景観計画において、「文化財庭園などの眺望の保全に関わる景観誘導」として眺望地点に定められている4点である。



図Ⅱ-2-1：池泉・池泉周辺部の写真撮影位置図



①庭園大泉水の護岸及び木橋の現況（北側）（令和元(2019)年5月18日撮影）



②庭園大泉水の護岸の現況（南側）（令和元(2019)年5月18日撮影）



③護岸
(令和元(2019)年7月18日撮影)



④護岸
令和元(2019)年7月18日撮影)



⑤護岸
(平成30(2018)年11月21日撮影)



⑥中島の沢飛び
(令和元(2019)年7月18日撮影)



⑦沢飛び
(平成30(2018)年12月4日撮影)



⑧木橋
(令和元(2019)年7月18日撮影)



⑨州浜手前からの浮島の景観
(平成30(2018)年11月21日撮影)



⑩スリバチ山からの本園の景観
(令和元(2019)年7月18日撮影)



⑪大山からの本園の景観
(令和元(2019)年7月18日撮影)



⑫海水取入口跡
(令和元(2019)年7月26日撮影)

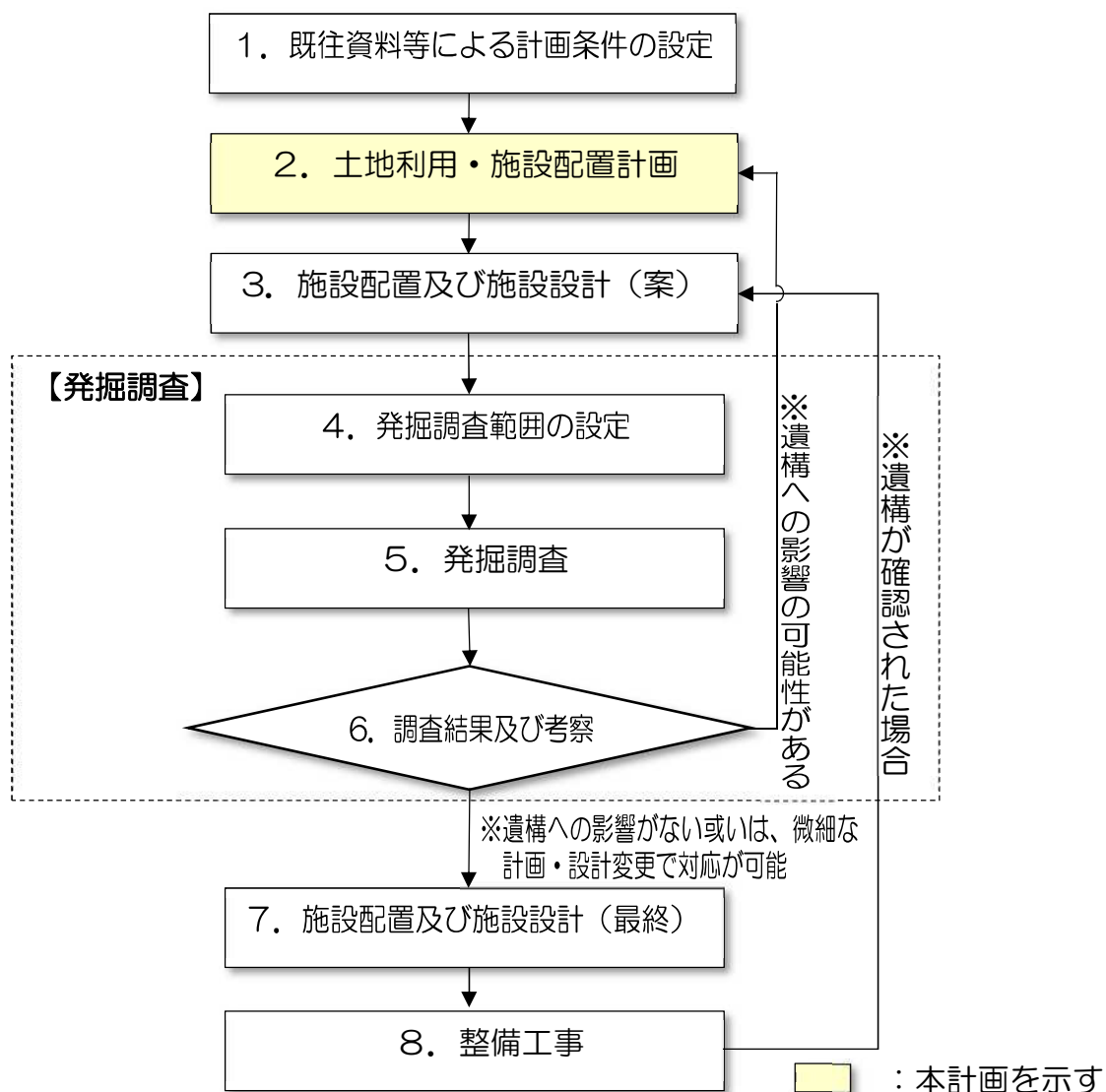
Ⅲ. 整備計画

1. 整備の考え方

本庭園では、庭園南側の跨線橋橋脚整備に伴う発掘（試掘・確認）調査（昭和63(1988)年実施）と海員会館建替検討時に発掘調査を一部実施（平成2(1990)年実施）した以外は、地下遺構保護等の観点から発掘調査は実施されていない。整備を進めるにあたっては発掘を含む文化財調査により残されている遺構の状況を確認し、歴史的変遷等を把握した上で、計画検討・整備が必要である。

本計画では、周辺まちづくり、歴史的変遷を参考にしつつ、旧芝離宮庭園の価値の向上に資する整備の計画を立案する。

今回策定する計画はあくまで現段階で把握している遺構の状態での検討であり、整備に向けては、遺構の状況や歴史的変遷を把握するための文化財調査を実施し、その結果を踏まえて必要に応じて計画を見直し、整備を行うこととする。この整備手順のフローを以下の図に示す。（図Ⅲ-1-1を参照）



図Ⅲ-1-1：遺構保護を踏まえた整備手順

2. 全体計画及び本計画における地区区分計画

2-1. 全体計画（庭園全体の整備の考え方）

本庭園は遺構に関する情報が少ないため、整備予定箇所を中心に、遺構の残存状況を確認する必要がある。

2-2. 地区区分計画

本計画では、庭園周辺で急速に進行するまちづくりに起因する庭園への影響に対応するため「第I章3. 計画の対象範囲」で区分した「庭園入口周辺部」、「庭園外周部（東・西側）」、「庭園南側」、「池泉・池泉周辺部」の4つの区分ごとに計画を検討する

本計画では、急速に進行する周辺まちづくりに対応する緊急性を鑑み、庭園外周部（「庭園入口周辺部」、「庭園外周部（東・西側）」、「庭園南側」）についての計画案を中心に示す。庭園の本質的価値を構成する枢要な要素が集約する「池泉・池泉周辺部」については、本計画では崩れやはらみの見られる箇所がある護岸及び改修工事中の木橋の取扱いの方向性と、汐入機能の再現における留意事項を示す。

- ・庭園入口、庭園内部への導入空間機能の整備

- ・弓道場機能を有する施設の移設の検討
- ・汐入りの可能性と汐溜まり遺構の保存及び展示の検討

- ・便益、管理機能の充実と配置の候補地の検討

- ・竣工した歩行者専用道第1号線に対する修景機能を有する植栽の整備

- ・周辺に対する緩衝機能を有する植栽の整備

- ・跨線橋橋脚跡地と既存芝生広場の一体的な整備

- ・護岸、木橋の整備

凡例

- 一庭園入口周辺部
- 一庭園外周部（東・西側）
- 一庭園南側
- 一池泉・池泉周辺部

□ □ 一再開発に伴う整備予定施設等

図Ⅲ-2-1：整備イメージ図

3. 庭園外周部

3-1. 庭園入口周辺部

(1) 周辺開発の動向

・利用動線の変化

JR 浜松町駅の改修に伴う高架化により、北口改札がこれまでの地上 1 階から地上 3 階に変更となるため、駅と周辺との利用動線が大きく変化する。

地上 3 階の改札は、駅の東側（旧芝離宮庭園の隣接地）に新たに建設される浜松町駅東側橋台を通して、竹芝デッキや汐留デッキに接続すると共に、橋台はエレベーターやエスカレーター等の昇降施設により、地上部の歩道に接続する。

・庭園隣接地への高層建築物の出現

前述の通り、庭園入口付近に、地上 3 階建てレベルの構造物として、橋台（浜松町駅東側橋台）、や竹芝デッキ（歩行者専用道 8 号線）、汐留デッキが出現する。

(2) 課題

・庭園入口

動線の変化に対応する適切な位置に入口を設定する必要がある。

イベント時の一時的な集客に対応できる安全な滞留空間の確保が必要である。

・児童遊園

保存活用計画では土地利用の見直しが位置付けられている。老朽化に伴う遊具の更新時期を迎えており、取扱いの検討が必要である。

・便益、管理施設

利用者やボランティアのための便益機能を有する運営関連施設（救護室・授乳室・ボランティア待機所等）や資料保管倉庫等の管理関連施設が不足している。

・弓道場

庭園の利用状況や、周辺再開発への対応等を踏まえ、設置場所の見直しが必要である。また老朽化や弓道の見学希望等の要望への対応も求められる。

・海員会館跡地

歴史的に庭園区域内であり北東側周辺部の石垣は文化財指定範囲に含まれている。

現状は、都有地（財務局所管）であり、庭園の一部として有効利用を図る。。

* 汐溜まりを始めとした庭園入口周辺部に関する遺構

本庭園は地下遺構に関する情報が少ないため、整備予定箇所を中心に、遺構の残存状況を確認するための調査が必要である。

(3) 歴史的な土地利用

- ・江戸時代は本庭園の北西側に入口があり、現在の庭園入口付近の敷地の大部分を建物（和館）が占めていた。
- ・離宮時代は現在の名勝指定地の北側（指定地外）に表門があり、現在の入口にあたる箇所は車寄せだった。
- ・車寄せは、洋館・和館北側に広がっており植栽地で修景が行われていた。
- ・現在の海員会館跡地部分には、江戸時代から昭和初期にかけて、汐溜まりがあった。昭和初期以降は、園地として整備され、その後、海員会館の建物が建設された。

(4) 土地利用の考え方

新規動線等に対応した庭園入口、庭園内部への導入空間機能の整備

- ・新設される浜松町駅東側橋台から利用しやすく、安全性を考慮し、庭園に相応しい風格が感じられる入口を整備する。
- ・浜松町駅からの多くの来園者やイベント利用時の一時的な集客に対応し、安全に利用者が滞留できる空間を確保する必要から、児童遊園敷地については庭園の活用を踏まえ、滞留空間として再整備を行う。
- ・団体バス等利用者への利便性向上、バリアフリー等への対応を考慮し、滞留空間には車寄せスペースを設置する。
- ・樹木や建物での遮蔽等の工夫により、庭園内部からの景観として、歩行者専用道第8号線（竹芝デッキ）の存在感を和らげるような整備を行う。

便益、管理機能の充実と配置の候補地の検討

- ・便益機能、管理機能の充実を図ると共に、利用者の利便性の向上等を考慮し、管理所等は適切な位置を検討する。また状況に応じて配置を分散すること等も検討する。

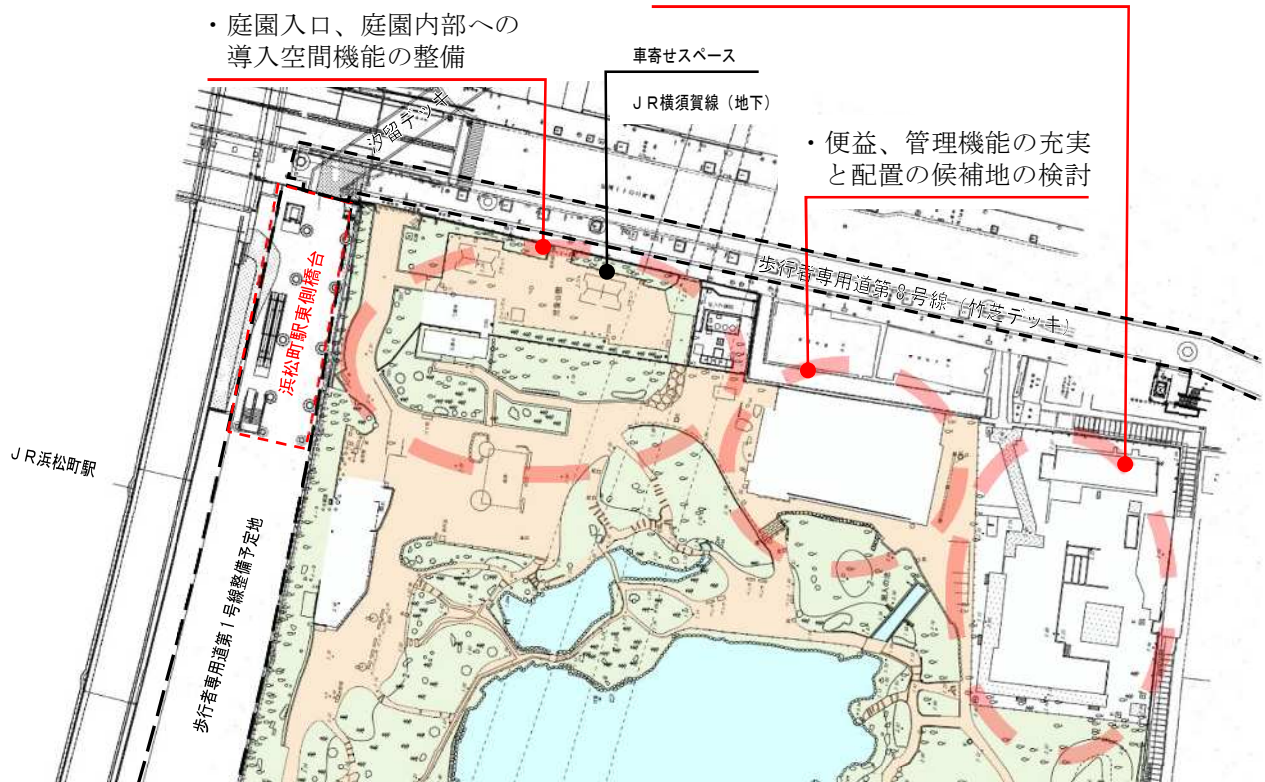
海員会館跡地への弓道場機能の移設

- ・弓道場の老朽化及び要望への対応等を考慮する。
- ・指定地外であり、歴史的にもまとまりある平坦地だった海員会館跡地の有効利用を図り、現段階では弓道場機能を有する施設の移設を計画する。（*海員会館跡地には汐溜まり遺構が残されている可能性がある。遺構の保存、展示等については発掘調査による遺構の残存状況を確認した後に検討を行う。整備内容についても、発掘調査結果を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。）

(5) 施設配置の考え方

- ・新たに計画する入口と利用者の利便性向上を考慮し、管理・運営拠点機能を既存弓道場跡地付近に移設する（以降、管理・運営拠点機能を「サービスセンター」と記す）。ただし遺構への影響が想定されるため、発掘調査を含む文化財調査結果を踏まえ、必要に応じて現段階での計画案を見直す。
- ・移設したサービスセンターに隣接して、庭園に相応しい風格を印象づける外観の庭園門を設置する。ただし遺構への影響が想定されるため、発掘調査を含む文化財調査結果を踏まえ、必要に応じて現段階での計画案を見直す。
- ・現段階では、管理・運営拠点機能や庭園門は、ストックヤード及び管理用車両通路をまとまりある空間が確保可能な、庭園入口周辺部の北側（海員会館跡地付近含む）に集約する。ただし弓道場と同様の手順で整備を行い、遺構への影響が想定されるため、発掘調査を含む文化財調査結果を踏まえ、必要に応じて現段階での計画案を見直す。

- ・弓道場機能を有する施設の移設の検討
- ・汐入りの可能性と汐溜まり遺構の保存及び展示の検討



図Ⅲ-3-1：庭園入口周辺部の施設配置イメージ図



(6) 整備計画の検討経過

上述の土地利用と施設配置の考え方に至った各分科会での検討経過を以下に示す。

<p>【第1回分科会】</p>	<p>周辺のまちづくり計画の動向について情報共有を図ると共に、JR浜松町駅から庭園への動線が大きく変化することや高層デッキの建設等への対応等が課題であることについて確認し、周辺のまちづくりに対応して庭園入口部を先行して整備することに関して合意を得た。また、汐入の再現手法の検討は、周辺にも影響があることから、今後検討することが必要との意見があげられた。</p>
<p>【第2回分科会】</p>	<p>庭園入口部の管理運営拠点となるサービスセンターの必要規模を事務局より提示し、配置について討議した。サービスセンターの配置にあたっては、遺構保護や利用者・管理者の利便性の観点等から事務局より3案提示したが、既存弓道場の位置にサービスセンターを移設し、既存弓道場を現海員会館跡地に移設する配置案が望ましいという結論を得た。但し、遺構保護の観点から確認調査（発掘調査）が必要である旨、意見があげられた。 また、汐入の池の再現の可能性検討に向け、過去の調査結果の提示が求められた。</p>
<p>【第3回分科会】</p>	<p>サービスセンターを既存弓道場跡地付近に設置する整備イメージ図を基に議論を行い、施設の移設時には遺構保護を第一義とし発掘調査を実施する必要性について指摘があった。特に、海員会館跡地で確認されている汐溜まりの遺構の可能性が高い石垣等について、遺構の状態を確認する必要性が指摘された。 また、庭園入口部としての景観についても検討が必要との指摘を受けた。 さらに、庭園北側のデッキの具体的なデザインがどのようになっているか確認するよう指示を受けた。</p>
<p>【第4回分科会】</p>	<p>庭園北側のデッキのデザインは、庭園を意識したものとなっているが継続して庭園側の意見を伝える機会を得た旨、事務局より委員に報告した。 遺構保護を第一義としてサービスセンター等施設の配置を検討する前提として、考古学的調査を含めた施設配置の手順、各施設の想定機能及び規模について確認すると共に、発掘調査の位置及び内容について概ね合意を得た。</p>
<p>【第5回分科会】</p>	<p>各施設の施設構成案（諸室の構成等）、庭園の敷地から庭園入口（庭園門）までの具体的な整備イメージ図を提示し検討したが、サービスセンターの移設先である既存弓道場がある場所は、庭園の奥行きを觀賞できる良い位置でもあることから、利用者のための施設とすることが望ましいとの意見があげられた。 また、遺構の状況が不明である現状では、施設配置計画を確定することはできないことから、施設配置計画については、発掘調査等の結果を踏まえて必要に応じて見直すこととした。海員会館跡地における発掘調査の位置と規模について確認した。</p>
<p>【第6回分科会】</p>	<p>（整備計画（案）の内容確認を行い、概ね了承を得た）</p>

(7) 主要施設の機能と規模の検討

①弓道場

- ・弓道場は、現状の7人立て等の機能を踏襲することを想定し、他の機能として男女更衣室・便所、多目的便所、審判員室、会議室、観客席等を付帯することを検討した。
- ・規模については、現況の179.55 m²から、観客席を備えた弓道場として25×50m (約1300 m²) を設定した。

②新規サービスセンター

以下の施設機能を想定し、概ね500 m²を想定する。

- ・文化財庭園としての情報提供や充実した利用者サービスを備えた施設として、次のような機能を設定する。

【情報提供機能】

- ・インフォメーション機能を確保し、本庭園のみどころや注意事項などの利用案内や連携する浜離宮恩賜庭園や他の都立庭園等に係る紹介を行う。
- ・ガイダンス（一部展示も想定）機能を確保し、文化財庭園や本庭園の歴史、芸術・学術上の価値についてのガイダンスやパネル展示等で紹介を行う。

【利用者サービス機能】

- ・売店や自動販売機等を備えた休憩スペースを確保する。（軽食については可能性を検討）
- ・便所、授乳室、手荷物預かり用のロッカーを確保する。
- ・貸出用の車いす、ベビーカー等を保管できるスペースを確保する。

【管理運営機能】

- ・売札や管理事務、会議スペース、職員休憩スペース等を確保する。
- ・ボランティアの活動スペースを確保する。
- ・緊急対応として救護室を確保する。
- ・本園の歴史資料（図面等）の保管スペースを確保する。
- ・屋内作業のための空間を確保する。

現況のサービスセンター（事務室・詰所・倉庫・作業室）と上記想定 of 機能及び規模を比較した情報を表Ⅲ-3-1 にまとめた。

表Ⅲ-3-1：現況サービスセンター（事務室・詰所・倉庫・作業室）との機能比較

新規サービスセンターの機能・施設		規模	現況施設の状況	規模
情報提供	○インフォメーションコーナー 庭園案内・情報提供	5 m ²	× (売札にて対応)	—
	○展示室 文化財庭園の紹介、本庭園の歴史的変遷や芸術・鑑賞上の価値や歴史・学術上の価値等、本質的な価値について紹介。	90 m ²	× (導入部園路にて一部実施)	—
利用者サービス	○休憩スペース	70 m ²	×	—
	○売店	15 m ²	×	—
	○トイレ	40 m ²	×	—
	○授乳室 ※救護室と兼用	30 m ²	×	—
	○ロッカー室	入口、ロビー等と合計で	×	—
	○貸出用車いす、ベビーカー置場	50 m ²	×	—
管理運営	○売札・事務	25 m ²	○	52.65 m ²
	○ボランティアルーム	30 m ²	×	
	○会議室 ※ボランティアルームと兼用	—	×	
	○救護室 ※授乳室と兼用	—	×	
	○職員休憩・更衣	30 m ²	○	33.90 m ²
	○作業倉庫（屋内作業場）	55 m ²	○	55.01 m ²
	○倉庫（資料保管等）	30 m ²	×	(8.18 m ²)
規模合計		500 m ²		149.74 m ²

3-2. 庭園南側

(1) 周辺開発の動向

・跨線橋橋脚撤去

周辺再開発に伴い、JR 浜松町駅と接続する跨線橋が改修されることから、現在庭園内にある部分の跨線橋及び橋脚が撤去される予定。

(2) 課題

・跨線橋橋脚の撤去に伴う跡地利用

隣接する芝生広場と合わせて撤去後の跡地の整備方針の検討が必要である。

・芝生広場

保存活用計画では、庭園活用の多様なプログラム展開や眺望空間としての利用が示されており、有効活用が求められる。

・石垣遺構

既存の跨線橋整備前の発掘調査で確認された石垣遺構が露出しており、これらの保存と活用についても検討が必要である。

(3) 歴史的な土地利用

- ・江戸時代、明治時代には、通用口（推定）の記述があり、庭園園地以外の利用地（サービスマン等）と推定される。
- ・一部に建築物があった。
- ・戦後にテニスコート、バレーボールコートとして利用され、その後、跨線橋が設置された。

(4) 土地利用の考え方

跨線橋橋脚の撤去に伴う跡地と既存芝生広場の一体的な整備

- ・史資料から大泉水周辺の景観を構成する空間とは異なる土地利用が行われていたことが推察できる。この確認のため、将来的には試掘調査をはじめとする文化財調査を実施した後に、それらの情報を基に整備方針を検討する。
- ・本庭園の本質的価値を構成する重要な要素である大泉水の部分と区分し、発掘調査の情報を考慮しつつ、今日的な利用を踏まえ新たな休息空間や修景空間を整備する。

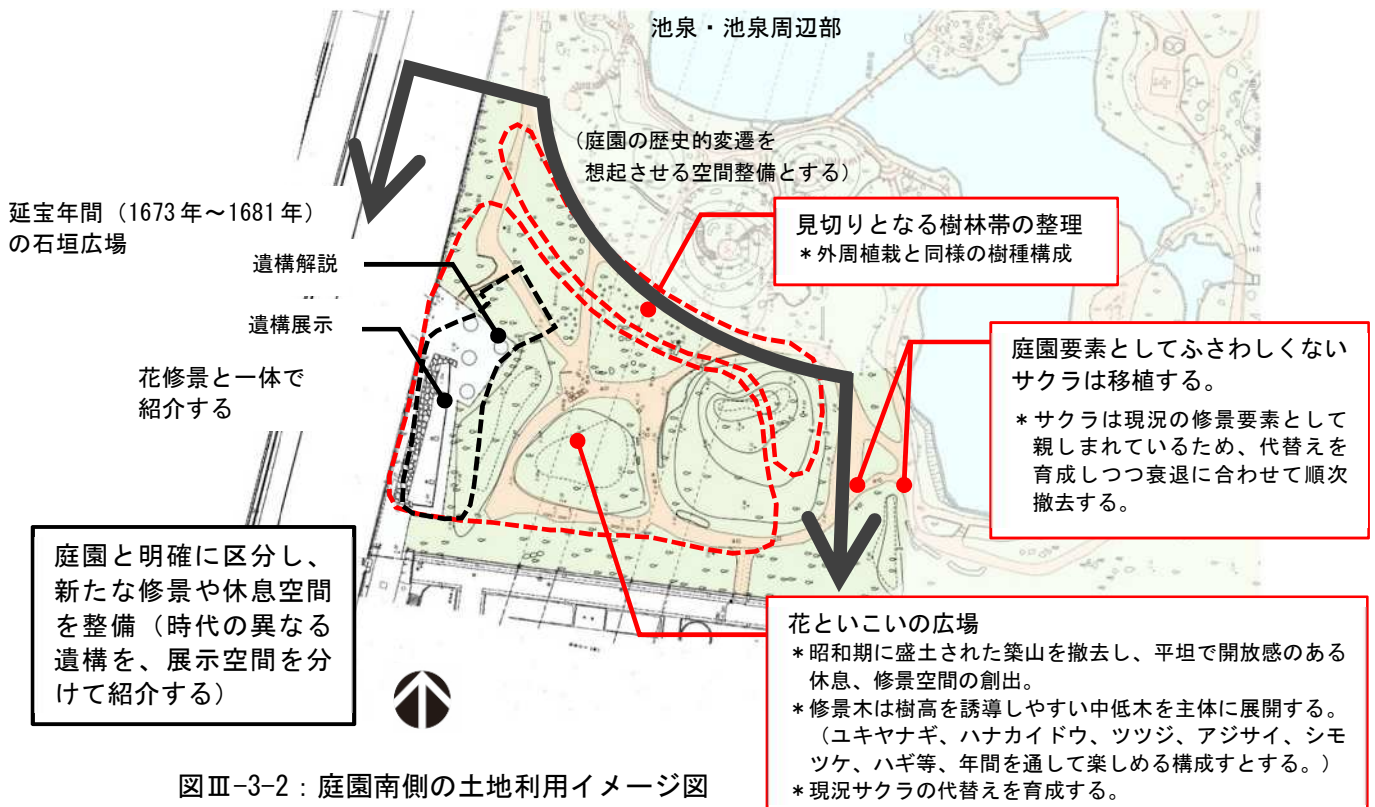
石垣遺構の展示

- ・庭園内の他の石垣遺構との関係性を踏まえ、当該地に確認された石垣遺構の展示等を検討する。

(5) 整備計画の検討経過

上述の土地利用と施設配置の考え方に至った各分科会での検討経過を以下に示す。

<p>【第1回分科会】</p>	<p>周辺まちづくりに伴う開発である JR 浜松町南口自由通路の改修とそれに伴う庭園内の跨線橋橋脚撤去、庭園南側の芝浦一丁目地区開発、庭園西側の周辺部に隣接する歩行者専用道第1号線の開発動向について情報共有を図ると共に、新たな動線に対応した新たな入口の設置の検討、跨線橋橋脚跡地及び周辺の芝生広場への休息などの利用が可能な施設整備の検討、池泉・池泉周辺部を眺望できる視点場設置等を検討する必要性について確認した。</p>
<p>【第2回分科会】</p>	<p>庭園南側の園地は、歴史的に池泉周辺の景観を構成する空間とは異なる土地利用が成されていたことについて情報共有を行うと共に、庭園南側からの入園を想定し、エントランス整備や管理サービス機能を整備する案を事務局が提示したが、東側橋台との関係も考慮し継続審議となった。</p>
<p>【第3回分科会】</p>	<p>橋脚の撤去範囲については、跡地利用を明確にしたうえで決定すべきとの意見があげられた。 庭園南側に新たに計画する入口については、文化財庭園の利用として望ましくないという意見があり、今回の計画では入口は設置しない方向となった。 南西部の石積遺構は、庭園内の他の遺構との関係を踏まえ、その位置づけを明確にしたうえで、展示や保存方法について検討すべきとの意見があげられた。</p>
<p>【第4回分科会】</p>	<p>橋脚の撤去については、文化庁第三専門調査会名勝委員会での検討結果として、撤去に際して周辺遺構への影響を最小限に抑えることが必要である旨報告があった。橋脚の撤去方法の詳細については情報がまだ無く、また周辺遺構の調査も十分に行われていないことから、現段階ではこれ以上の討議は難しいとの意見があげられた。</p>
<p>【第5回分科会】</p>	<p>庭園南側の土地利用については、歴史的変遷と今日的な利用を勘案し、池泉の景観の要素となる空間と異なる池泉から離れた部分については憩いの場とすること、池泉に近接する位置では、歴史的に馬場であった位置に、馬場であったことがわかるような修景整備を進めることについて事務局より提案し、概ね了承を得た。</p>
<p>【第6回分科会】</p>	<p>(整備計画(案)の内容確認を行い、概ね了承を得た)</p>



図Ⅲ-3-2：庭園南側の土地利用イメージ図

3-3. 庭園外周部（東・西側）

（1）周辺開発の動向

- ・歩行者専用道第1号線の設置

浜松町駅東側橋台と庭園南側の芝浦一丁目地区とを南北につなぐ歩行者専用道第1号線が整備予定であり、新たな動線が生まれる。

（2）課題

- ・庭園西側の隣接敷地に計画されている歩行者専用道1号線の整備内容との調整が必要である。
- ・隣接する鉄道敷地や庭園の背景となる高層ビル群への緩衝機能の確保が必要であるが、現在は外周部の植栽の高さにばらつきが見られる（図Ⅲ-3-3～3-5）。
- ・歩行者専用道1号線や竹芝デッキ等、新たな動線からの視点を踏まえた庭園景観の検討が必要である。

（3）歴史的な土地利用

- ・江戸時代には、庭園外周の東・西側は共に海に面しており、複数の建物が設置されていた。
- ・明治時代には外周西側は、埋め立てられ陸地化し、鉄道が建設された。
- ・外周東側は、昭和初期まで海面であったが、昭和5（1930）年の埋め立て後に開発され、海に面した庭園としての眺望は失われている。

（4）土地利用の考え方

- ・庭園外周植栽の充実

歩行者専用道第1号線との連続性や、隣接する鉄道敷地や庭園の背景となる高層ビル群への緩衝機能を確保するための高木植栽や、庭園内部の修景機能も考慮し、季節を感じる高・中・低木の植栽を検討する。

- ・管理機能の確保

隣接公有地を活用し、老朽化した池の循環設備の更新・移設等、庭園内に不足する管理ヤード機能の確保を検討する。

(5) 整備計画の検討経過

上述の土地利用と施設配置の考え方に至った各分科会での検討経過を以下に示す。

【第1回分科会】	周辺開発等の動向について情報共有を図ると共に、周辺開発等に対応する植栽等の検討が必要であることを確認した。
【第2回分科会】	(討議なし)
【第3回分科会】	(討議なし)
【第4回分科会】	周辺の新しい高層ビルによる日影や風の影響が考えられることから留意すべきとの意見があげられた。
【第5回分科会】	歩行者専用道第1号線に隣接する庭園側の植栽は重要であり、樹種なども検討すべきとの意見があげられた。
【第6回分科会】	(整備計画(案)の内容確認を行い、概ね了承を得た)



図Ⅲ-3-3：庭園外周部（東側）の現状写真及び植栽箇所
(平成30(2018)年11月21日撮影)



図Ⅲ-3-4：庭園外周部（東側）の現状写真及び植栽箇所
（平成30（2018）年11月21日撮影）



図Ⅲ-3-5：庭園外周部（西側）の現状写真及び植栽箇所
（平成31（2019）年3月16日撮影）

4. 池泉・池泉周辺部

(1) 課題

・護岸、木橋の整備

はらみや崩れ等が見られる護岸や、経年劣化が見られる木橋（現在、通行止め）について、歴史的変遷等の調査や修復の検討が求められる。

・水質の改善

夏にはアオコが発生する等、景観上も水質の改善が求められる。

・汐入り

庭園外周部（東・西側）の現況（P9）を踏まえると、大泉水と古川用水路との水面の高さの関係から、東京湾に繋がる古川との水位連動による汐入りの再現は不可能である。

そのため、汐入りの再現可能性の検討に際しては、古川との水位連動とは切り離して、汐入りの疑似体験として技術的な検討が必要である。

また、合わせて、大泉水の景観やの水位変化の見せ方、汐溜まり等の遺構保存のあり方等の方向性についても検討が必要である。

(2) 整備の考え方

・護岸、木橋の整備

はらみや崩れ等が見られる護岸(図Ⅲ-4-1)や、経年劣化により通行止め中の木橋(図Ⅲ-4-2)については調査等を実施し、文化財庭園としての価値を守るため、修復を検討する。

・汐入りの検討

汐入りの再現については、現状の流路や水質等の状況を踏まえ、汐入りの疑似体験（水位変動の技術的な再現）に必要な調査等を行い、その可能性について検討する。また、大泉水の景観や水位変化の見せ方については、汐入り再現の可能性の結果を受けた後に検討を行う。



崩れ等が見られる護岸

図Ⅲ-4-1：護岸の破損状況
(令和元（2019）年7月18日撮影)



木橋

図Ⅲ-4-2：木橋の現状
(平成30（2018）年10月21日撮影)



図Ⅲ-4-3：沢飛びの現状（緑枠内）
（平成31（2019）年3月16日撮影）

5. 歩行者専用道第1号線の整備に対する提案

(1) 課題

- ・歩行者専用道第1号線については、現在、事業者が設計内容を検討中であるが、再開発が予定されている芝浦一丁目地区と浜松町駅を繋ぎ、大人数の利用が想定される新たな動線は、庭園利用、庭園景観、庭園入口のあり方への影響が大きいことが想定される。このため、旧芝離宮庭園側からの歩行者専用道路の整備提案を、将来管理者である港区や事業者に示し、協議の場を設けることが重要である。
- ・特に、庭園入口部との接合部については、動線及び庭園に誘う修景などの景観的な連続性を重視した検討が必要である

(2) 歴史的な土地利用

- ・離宮時代には庭園区域に含まれており、一部に建物（和館等）があったと推定される。
- ・戦後に庭園の敷地から除かれ、国鉄（現 JR）の所有地となった。

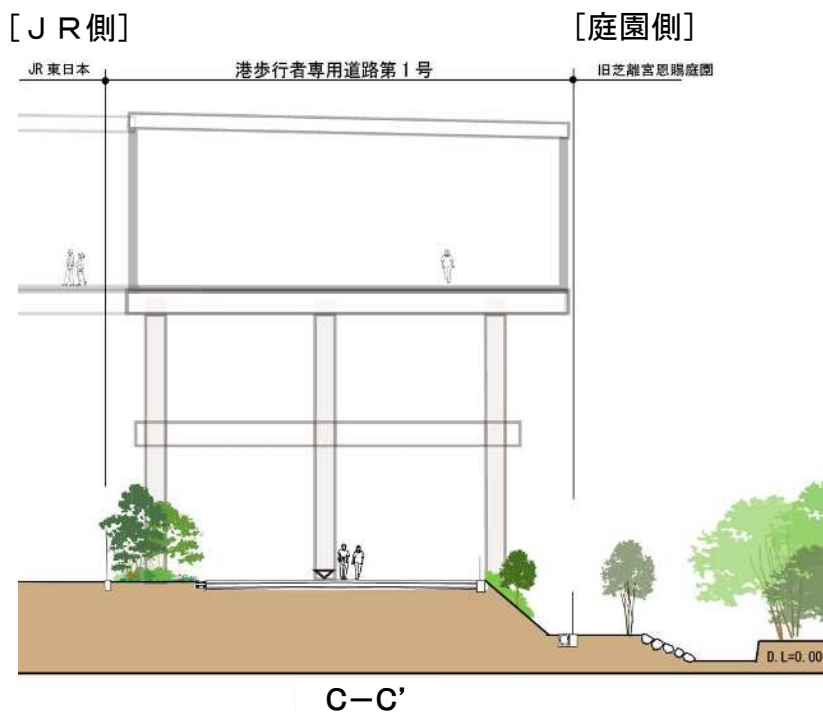
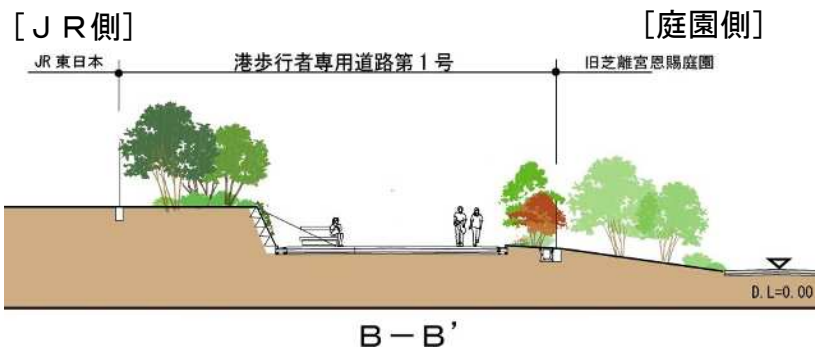
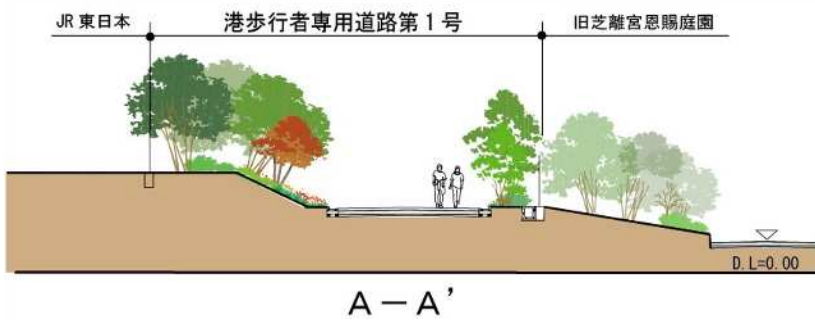
(3) 整備の考え方

- ・庭園に隣接する歩行者空間として、庭園との連続性が感じられるようにする。
- ・歩行者専用道を通じて、庭園が見え隠れする空間とすることや、庭園を俯瞰できる地点を設けることで、歩行者の庭園への関心を醸成することが重要である。
- ・庭園内部からの見え方、外周建物等の遮蔽機能を考慮し、庭園外周の植栽も含め、庭園の背景としての緑量を確保することが必要である。

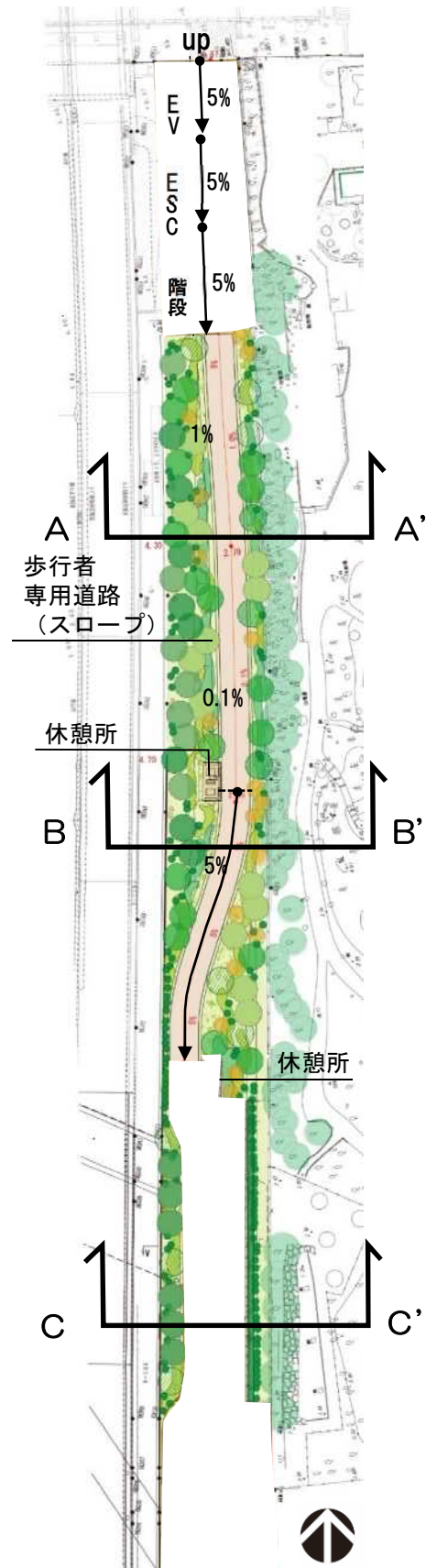
(4) 整備の考え方の検討経過

上述の整備の考え方に至った各分科会での検討経過を以下に示す。

【第1回分科会】	庭園西側に歩行専用道第1号線が整備される予定であることを情報共有すると共に、庭園側から緑道としての在り方について提言することが望ましいことを確認した。
【第2回分科会】	歩行専用道第1号線は、庭園にとっても重要な要素であることから、本分科会において整備提案の内容を検討し、将来管理者（港区）に提案することを確認した。
【第3回分科会】	歩行専用道第1号線は、指定地外ではあるが遺構が残っているか確認する必要があるとの意見があげられた。
【第4回分科会】	(討議なし)
【第5回分科会】	歩行専用道路第1号線について、事務局で検討した歩行者専用道線形や植栽を提示し、概ね了承を得た。なお、庭園側の植栽についても検討が必要である旨、意見があげられた。
【第6回分科会】	(整備計画(案)の内容確認を行い、概ね了承を得た)



図Ⅲ-5-1：断面植栽イメージ



図Ⅲ-5-2：歩行者専用道路事業者への整備提案イメージ図

IV. 事業計画とスケジュール

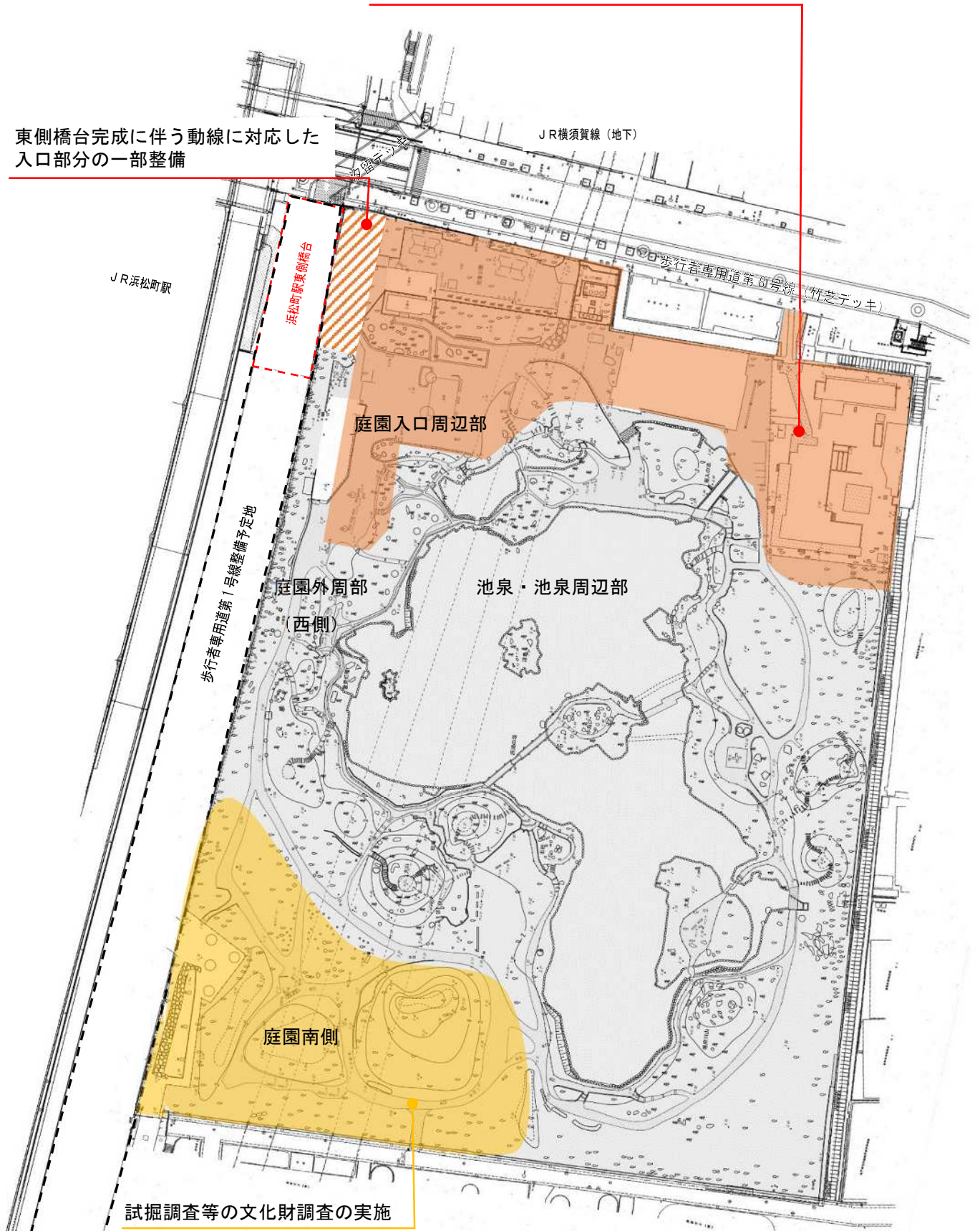
本庭園の整備に関わる事業としては、周辺まちづくりに関連する機関との調整や文化財調査を踏まえた検討を経た整備等、中・長期的視点から取組む必要のある整備や周辺まちづくりの状況も踏まえ短期的に取組む必要のある整備等があげられる。本項では、本計画で検討してきた整備の内容を基に、短・中期（2020年～2030年）、長期（2030年～）のそれぞれの整備の目標を明らかにしたうえで、各段階で必要と考えられる整備イメージを整理する。

表IV-1-1：短・中期、長期の整備の目標像、整備イメージ、整備項目の整理

整備段階	短期（2021年頃まで）	中期（概ね2030年頃まで）	長期（2030年以降）
整備の目標像	○JR浜松町東側橋台による動線に対応した入口が整備されている。	○遺構を確実に保存し、本来の価値や魅力を再現した景とニーズに応えるための施設整備が進んでいる。	○遺構を確実に保存し、本来の価値や魅力を再現した景とニーズに応えるための施設が調和し、日本の庭園文化を伝える拠点として利用されている。
整備イメージ	○北側入口広場の改修に着手し、新たな利用動線に対応した出入口が整備されている。 ○サービスセンターやバックヤード、弓道場の見直しに向け、調査・検討が進んでいる。 ○歩行者専用道第1号線沿いの植栽等について、庭園景観を踏まえた検討を行い、開発事業者との調整が進んでいる。	○北側入口広場、サービスセンター、バックヤード、弓道場の再配置と改修が完了している。 ○歩行者専用道第1号線との景観的な繋がりを踏まえた、庭園外周部（東・西側）の植栽等の整備が進んでいる。 ○南側や管理施設等の整備が進んでいる。 ○本質的価値を構成する護岸や橋等の修復が進んでいる。	○北側入口周辺部などの改修が完了し、多様な来園者を迎え入れる玄関口として、効果的に運用されている。 ○庭園外周部（東・西側）の植栽が整備され、継続的な保存や維持管理の取組みが行われている。 ○本質的価値を構成する護岸修復や橋の修復が完了し、継続的な保存の取組みが行われている。
整備項目等	<p>【庭園全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財調査（史資料・発掘調査等）の実施と施設配置計画検討 周辺まちづくり事業に関わる関係機関との調整 <p>【庭園入口周辺部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 汐溜まりをはじめとした庭園入口周辺部の遺構の発掘調査の実施 東側橋台完成に伴う動線に対応した入口部分の一部整備 デッキ等の庭園に対する影響を和らげる景観手法の検討 <p>【庭園南側】</p> <ul style="list-style-type: none"> 試掘調査等の文化財調査の実施 海員会館跡地周辺の石垣遺構との関係性を踏まえた石垣遺構の展示及び解説の検討 <p>【庭園外周部（東・西側）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者及び関係機関との整備内容の調整 工事中の歩行者専用道第1号線に対する修景機能を有する植栽の検討 <p>【池泉・池泉周辺部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 汐入機能の再現の可能性に向けた留意事項の抽出 大泉水の景観及び水位変化の検討 大泉水を中心とする護岸や橋の整備に関する調査・検討 	<p>【庭園全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財調査（史資料・発掘調査等）の実施と施設配置計画検討（継続）、施設整備の実施 周辺まちづくり事業に関わる関係機関と調整（継続） <p>【庭園入口周辺部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 汐溜まりをはじめとした庭園入口周辺部の遺構の発掘調査の実施（継続） 発掘調査の結果に基づき、サービスセンター、弓道場等の施設配置計画の再検討と整備の実施 児童遊園の廃止と滞留空間の整備 デッキ等の庭園に対する影響を和らげる景観手法の整備 <p>【庭園南側】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財調査を基にした跨線橋橋脚跡地及び既存の芝生広場の整備内容の検討（遺構展示空間含む）、一部整備の実施 <p>【庭園外周部（東・西側）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 竣工した歩行者専用道第1号線に対する修景機能を有する植栽の整備 <p>【池泉・池泉周辺部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大泉水の景観及び水位変化、汐入機能再現の検討（継続） 大泉水を中心とする護岸や橋の整備の検討（継続）、一部整備の実施、池水循環設備の更新整備 	<p>【庭園全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備の進捗に合わせ、必要に応じた更なる文化財調査の実施 <p>【庭園南側】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財調査を基にした跨線橋橋脚跡地及び既存芝生広場の整備の実施（遺構展示空間含む） <p>【庭園外周部（東・西側）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 庭園景観を踏まえた外周部の修景植栽の整備 <p>【池泉・池泉周辺部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大泉水を中心とする護岸や橋、及び周辺園地の整備の検討、整備の実施

夕溜まりをはじめとした庭園入口周辺部の
遺構の発掘調査の実施

東側橋台完成に伴う動線に対応した
入口部分の一部整備



試掘調査等の文化財調査の実施



図IV-1-1 : 2021年頃 (短期) の整備イメージ図

夕溜まりをはじめとした庭園入口周辺部の遺構の発掘調査の実施（継続）

児童遊園の廃止と滞留空間の整備
デッキ等の庭園に対する影響を和らげる景観手法整備

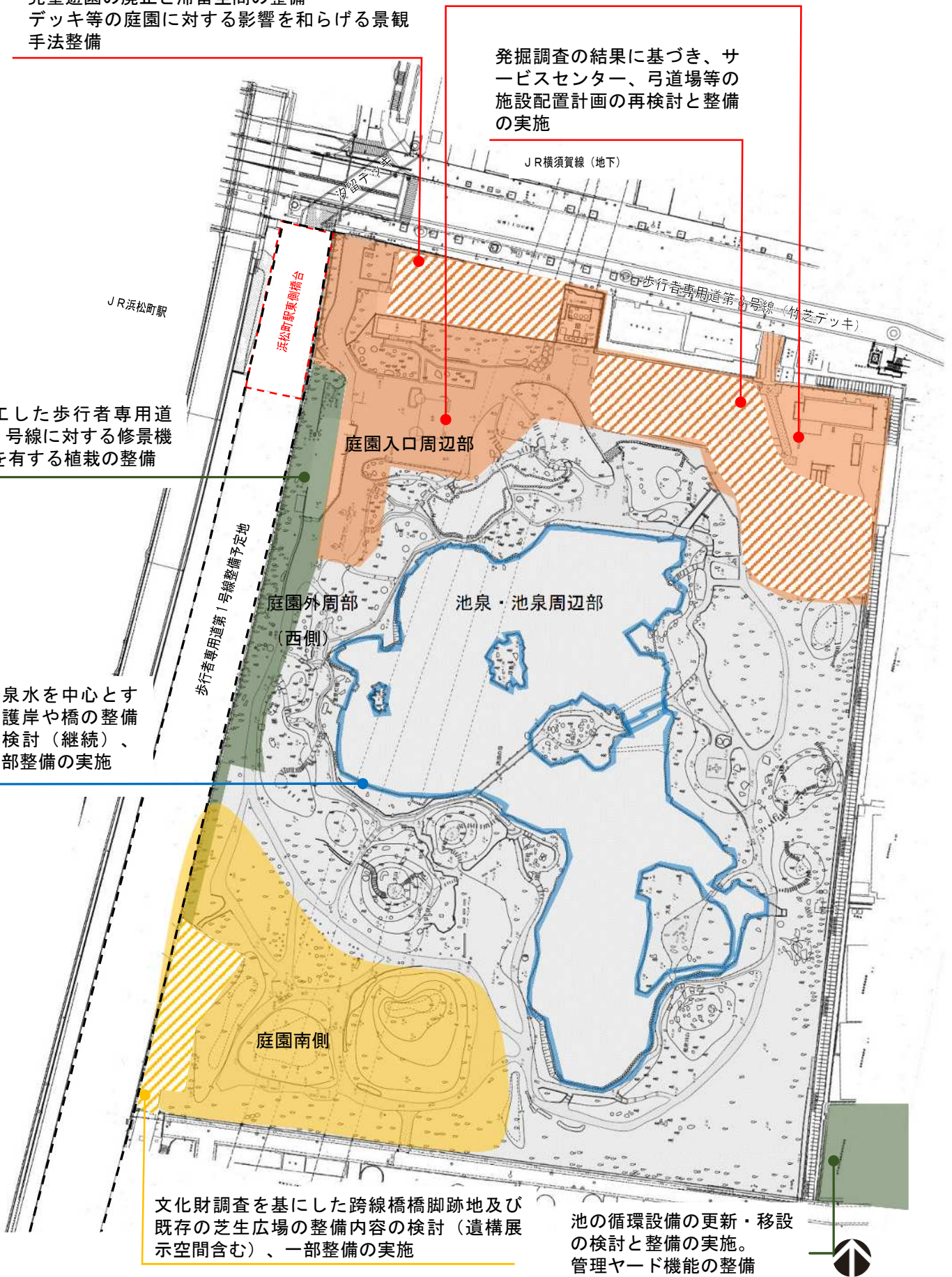
発掘調査の結果に基づき、サービスセンター、弓道場等の施設配置計画の再検討と整備の実施

竣工した歩行者専用道第1号線に対する修景機能を有する植栽の整備

大泉水を中心とする護岸や橋の整備の検討（継続）、一部整備の実施

文化財調査を基にした跨線橋橋脚跡地及び既存の芝生広場の整備内容の検討（遺構展示空間含む）、一部整備の実施

池の循環設備の更新・移設の検討と整備の実施。管理ヤード機能の整備



図IV-1-2 : 2030年頃（中期）の整備イメージ図

V. 今後の課題

本計画では、周辺まちづくりの状況を勘案して、主に庭園入口周辺部、庭園外周部（東・西側）、庭園南側における整備内容を検討した。

今後、大泉水を中心とする護岸や園地等の池泉・池泉周辺部の整備計画の詳細や、発掘（試掘・確認）調査結果を踏まえた具体的な技術的検討を行う設計に向けての課題を整理する。

① 文化財調査（試掘・確認調査等）の実施

本庭園は、地下遺構に関する情報が少なく、保存すべき遺構の把握が不十分であるため、整備予定箇所を中心に、試掘・確認調査等の文化財調査を実施し、遺構の残存状況や歴史的変遷を確認することが必要である。

② 施設配置計画の詳細検討

本計画の策定にあたっては、周辺まちづくりの状況に対応すべく入口周辺部の管理運営拠点（サービスセンター）や弓道場等について、その機能を効果的に発揮すると考えられる配置案と、庭園南側の将来的な活用案を示したが、今後の文化財調査結果を踏まえ、具体的な施設配置について決定していく。

③ 大泉水護岸周辺の整備計画の詳細検討

本計画では、周辺まちづくりに対応する必要性が生じた庭園外周部を中心として検討を行ったが、今後は本庭園の本質的価値を構成する枢要な要素が集積する大泉水周辺（池泉・池泉周辺部）の整備（護岸の修復整備や園地整備等）に向けた詳細検討を行う必要がある。詳細検討にあたっては、事前に文化財調査等を実施しその結果をもとに護岸や木橋の修復を進めて行く。

④ 大泉水の水位変化による景観変化の見せ方についての検討

本庭園の特徴である汐入の再現については、東京湾に繋がる古川の水位と連動させることが不可能であることから、汐入りの景観を再現し、汐入りを疑似体験できるよう技術的な可能性について検討を行い、その結果を踏まえて、大泉水の景観や水位変化の見せ方について検討を行う必要がある。

⑤ 跨線橋橋脚及び基礎の撤去方法の詳細検討

庭園敷地内の占有物である跨線橋橋脚及び基礎の具体的な撤去方法については、撤去する事業者と協議を行い、周辺の遺構への影響を最小限とすると共に、庭園に本来無い構造物が残存して来園者に誤解を与えないよう、景観上望ましい姿とする必要がある。

⑥ 歩行者専用道1号線の事業に対応した庭園内部の植栽の在り方の検討

分科会では、歩行者専用道第1号線の線形、植栽等の整備提案内容を検討したが、今後の歩行者専用道第1号線の事業の協議等の進捗に合わせて、庭園内部の植栽の在り方を検討する。

周辺まちづくりが進行する中で、まちづくりにおける本庭園の果たす役割について、近年さらに大きな期待が寄せられている。具体的には、以下の点を考慮しながら、本庭園の整備及び保存、活用を行っていくことが望まれる。

① 周辺まちづくり事業に関わる関係機関との継続的な調整

本計画では、庭園管理者として、周辺まちづくり事業に関わる関係機関に対して意見を述べてきた。今後も、まちづくりとの関係の在り方については継続的に検討を行うとともに、周辺のまちづくりの整備が進行する各段階において、建物の色彩や材料、質感など細部についても調整を図ることが重要である。

② 開発事業者に対する情報発信の強化

本庭園周辺で進行する多くのまちづくり事業において、庭園側への事前相談等に至らなかった経緯を踏まえ、将来のまちづくり事業の情報提供については関係者間の共有化が課題である。

その一環として、本庭園の本質的価値を開発事業者に伝える等、庭園の価値に関する情報発信を強化していく必要がある。

③ 利活用等の強化のための普及啓発に関する検討

本庭園の本質的価値を適切に来園者に伝えると共に、現在実施されているエリアマネジメント関連事業との相乗効果を図るため、庭園の利活用強化に関する普及啓発、周辺の関連文化財等、の情報提供の検討が必要である。

検討の内容としては、庭園周辺に所在する文化財庭園である浜離宮恩賜庭園や、近接する都立公園である芝公園との連携強化等が想定される。